

町長町政執行方針

おこ 耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ
『創造的復興・創生』へ



令和2年3月

むかわ町

《 目 次 》

I	はじめに	… 1 頁
II	主な施策	… 3 頁
1	－くらす－ 共に助け合い健康で安心して暮らせるまちづくり	… 3 頁
2	－まもる－ みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり	… 6 頁
3	－はたらく－ 産業・経済から地域を元気にするまちづくり	… 8 頁
4	－まなぶ－ 多様な芽を育て生涯にわたって活躍できるまちづくり	… 12 頁
5	－未来へ－ 次代を見据えた協働のまちづくり	… 14 頁
6	－つなぐ－ 多様なネットワークを大切にするまちづくり	… 15 頁
III	むすび	… 16 頁

＝ I はじめに ＝

本日、議員の皆様にご出席をいただき、令和2年の第1回町議会定例会を開会できますことに対し、お礼申し上げます。

今議会の開会にあたり、令和2年度の町政執行の考え方を申し上げます。

北海道胆振東部地震の発生により未曾有^{みぞう}の被害を受けた本町は、関係機関・団体をはじめ、これまで多くの方々のご支援をいただきながら、町民一丸となって一日も早い復旧・復興を目指し、取り組んでまいりました。

震災から1年6ヶ月が経過し、インフラなどの災害復旧事業により、少しずつではありますが、町が再生していく兆しが現れてきています。

ご協力、ご支援をいただいております多くの皆様に改めて感謝を申し上げます。

このような中、昨年7月に策定した「むかわ町復興計画」を基本として「創造的復興・創生」を目指し、被災された方々の生活再建を最優先に施策を進めてまいります。

また、現行の「まちづくり計画」や「地方創生総合戦略」など各種計画の期間が最終年度を迎えることから、それぞれの計画に掲げた目標の達成状況の評価と必要な見直しを行い、事業を推進してまいります。

さらに本町の未来を見据え、人口減少対策をはじめ、地域産業・経済の再生と発展や災害により強いまちづくりに向けて、「第2次むかわ町まちづくり計画」及び「第2期むかわ町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、復興計画と一体となった総合計画の策定に取り組んでまいります。

一方で本町の財政は、これまで進めてきた各種事業の取り組みに加え、震災による影響から財政規模が拡大し、財源の確保に苦慮する中、財政調整基金の取り崩しなどにより対応してきたところであります。

今後、人口減少が進むにつれ、行政資源に対する制約は更に厳しい状況となる事を踏まえると、これまでどおりの考え方や進め方では持続的な財政運営が立ち行かなくなることが懸念されます。

「選択と集中による事業の重点化」や「新たな財源の創出」、「官民連携による民の力の活用」など、創意工夫に満ちた取り組みを一層推進し、限られた資源を効果的に活用しなければなりません。

このため、「まちづくり計画」と両輪で策定した「中長期財政運営指針」及び「新・行政改革大綱」については、震災以降の大きな変化を踏まえながら見直しを行い、当面実施する事業を配置した「中期財政計画」で進行管理するとともに新たな視点で、「行政改革」を進めてまいります。

併せて、「公共施設総合管理計画」において、利用状況、経費負担、地域バランスなどを勘案して設定した目標値に基づき、総量の最適化を進めてまいります。

さて、国内における経済の情勢では、一昨年12月にTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）、昨年2月には日欧EPA、今年1月からは日米貿易協定がそれぞれ発効されており、段階的関税の引き下げにより市場開放が進むことで農林水産物等への影響が懸念され、経済情勢の変化に注視する必要があります。

本町においても基幹産業である農林水産業への影響が心配されることから、国策における将来に期待のもてる効果的な施策の実行が求められます。

内閣府の月例経済報告では、「景気は、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかな回復が続くことが期待さ

子ども・子育て支援については、今年度から第2期がスタートする「むかわ町子ども子育て支援事業計画」において、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うほか、公立認定こども園の持続可能な運営のあり方に関する調査・研究とともに、児童虐待や子どもの貧困対策、障がい児支援などに取り組んでまいります。

妊娠・出産・子育てに関する実情を把握し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供することで、地域の特性に応じた妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援が可能になります。

また、妊産婦の健診や出産に係る交通費を助成する「妊産婦安心出産支援事業」や小児がん等の治療により、ワクチン効果が失われた子どもたちの再接種費用を支援するほか、新たに「新生児聴覚検査費助成事業」として、検査に係る費用の全額を助成し、聴覚障害の早期発見につなげてまいります。

さらに不妊症や不育症にお悩みのご夫婦を支援するため、「不妊治療費助成制度」、「不育症治療費助成制度」を継続し、妊娠から安心して子どもを出産し、育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱える未婚者に対しては、引き続き国の制度を活用し、住居費や引越費用の一部を支援してまいります。

高齢者の保健福祉については、健康寿命の延伸を意識しながら、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防を推進し、それぞれが豊富な経験や知識を活かすことができる「活躍の場」づくりに努めてまいります。

また、これまでと同様のサービス提供に努めるとともに高齢者見守

り支援センターを中心に、高齢者を地域全体で支えるため、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら、対応を図ってまいります。

新たに高齢運転者による事故防止対策として、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」の導入経費について、助成してまいります。

障がいのある方が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域での孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

「むかわ町障がい福祉計画」に基づき、地域における交流や活動の場の整備を図るとともに、サービスの充実に努めてまいります。

介護職場においては、職員の人材確保・育成支援事業として、事業を再編し、初任者・実務者の研修助成やキャリアアップに係る取り組みを支援してまいります。

外出支援サービス事業については、これまで対象とされていなかった買い物や金融機関、生活に必要な手続きについて外出支援が可能となるよう、一部事業を拡大してまいります。

健康づくりの取り組みは、町民の皆様が元気に住み続けられるまちづくりを進めるためにも健康維持・増進を図ることは重要であります。

これまでも、疾病の早期発見、早期治療により重症化予防を図るための取り組みを進めておりますが、引き続き、無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドック巡回検診方式による健康診査事業の実施、さらに、胃がん検診においてバリウム検査が困難な方への対応として、内視鏡検査が可能となるよう、受診機会の拡充を図ってまいります。

また、地震の影響による心身のケアについては、中長期的な関わりが重要であることから、関係機関と連携しながら、町民の心の健康状態を把握し、回復に向けた支援と併せ、見守りを行う人材として「ゲートキーパー」の段階的な養成に取り組むなど、対策を進めてまいります。

地域医療については、鶴川厚生病院と穂別診療所が持つ役割の充実と在宅療養支援機能の拡充や町の健診事業等と連携した町民皆様の健康づくり事業などに取り組むとともに、引き続き医師・医療従事者の情報交換や医療の相互補完など、病診連携を進めてまいります。

2 -まもる-

町民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりについては、復旧・復興に向けて、防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化とともに引き続き、住環境の整備を進めてまいります。

まず、住まいを確保するために、末広団地1棟18戸と町営住宅の文京ハイツ1棟12戸を整備し、仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている方々が入居出来るよう、対応してまいります。

また、応急仮設住宅で避難生活をされている方の住まいの確保についても対応してまいります。

「公助」の取り組みとして、災害時の事前行動計画として策定した「試行版水害タイムライン」を実践・活用するとともに、突発型の災害時にも応用する調査研究を進め、併せて、防災用資機材の充実を図ってまいります。

なお、北海道胆振東部地震における被災時の対応や復旧・復興に向かう過程を教訓として、次代につなぐよう「むかわ町震災アーカイブ

(重要記録の保存・活用)」に着手してまいります。

緊急時にお知らせする防災行政無線（スピーカー）については、支障のある鵜川地区市街地での戸別受信機の貸与などや穂別地区においても情報端末の活用を含め、情報伝達の方法について、調査・研究を進めてまいります。

避難所の対応として、非常用電源を春日生活館、集落センター4カ所に確保するほか、穂別総合支所においても非常用電源設備を整備し、災害時への対応強化を図ってまいります。

また、指定避難所である鵜川中央小学校屋内体育館のトイレ洋式化に併せ、長期的な避難に対応するため、身体の不自由な方の利用を考慮した多目的トイレを新設します。

なお、穂別小学校校舎及び体育館のトイレについては、国の補正予算を財源として、洋式化を進めてまいります。

被災した消防署鵜川支署庁舎については、新庁舎建設のため、用地取得とともに今年度末の建設着手に向け、胆振東部消防組合と連携してまいります。

消防署穂別支署については、地震における被害箇所の復旧工事、林野工作車の修繕のほか、各分団に設置しているモーターサイレンの更新を行ってまいります。

「共助」の取り組みについては、今後いかなる災害の発生にも地域として備える必要があることから、引き続き、防災訓練や出前講座等を実施し、災害に対する意識高揚に努め、自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援し、今

後も具体的な活動に向けた災害に備える体制整備を進めてまいります。

「自助」の取り組みについては、広報誌や自治会・町内会を通じて防災に関する情報提供の充実に努め、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらには連絡手段の確認などを啓発してまいります。

また、災害発生時に被害を最小限に止めるためには、速やかな情報発信と情報取得による初動対応が必要であることから、実効性のある迅速な情報伝達に努めてまいります。

道路・公園については、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら整備しており、今年度は田浦・二宮6線舗装工事、富内1条線改良舗装工事、宮戸汐見3線舗装補修工事、穂別稲里地区の豊進橋及びハーモニー橋の橋梁補修事業を実施してまいります。

空き家・空き地の対策については、「空家対策計画」に基づいた適正な管理と有効利用に向けて、空き家バンクの活用を図り、「まちなかの再生」とも連動した総合的な対策を講じてまいります。

安全な飲料水対策として、安定的な供給に資するため、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の計画的な実施と新たに未普及地域である曙地区において水道事業認可に着手するとともに、老朽化している水道管の更新など、計画的な施設整備を図ってまいります。

3 -はたらく-

産業・経済から地域を元気にするまちづくりについては、復旧から復興へシフトしながら、多彩な地域資源を活かし、持続性のあるむかわ産業の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

まず農業については、担い手や労働力不足への対策として、引き続き、「むかわ町地域農業担い手育成センター」を中心に「むかわ町新規就農等受入協議会」と連携し、体験型PR事業や相談業務の充実を図り、新規就農を柱とした担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

また、関係機関・団体と連携し、ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業の調査・研究を開始し、農作業の省力化や生産性の向上に向けた方策を探ってまいります。

農業経営の体質強化対策として、新むかわ町地域農業活性化推進基金事業や農村の農地維持や資源向上等に向けた地域共同の取り組みを支援する、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き実施してまいります。

災害からの復旧について、地震により全壊した、とまこまい広域農協穂別支所の倉庫は、流通コストの低減や地域集出荷体制の維持を図る上で重要な施設であることから、「多目的農業用倉庫」として、再建整備に支援してまいります。

また、災害に強い農業基盤づくりの一環として、国の「防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づき、既存の農業用ハウスの強靱化対策に支援するとともに、6線排水路の改修や小規模土地改良事業を継続して進めてまいります。

さらに、現在、田浦第1幹線並びに田浦第2幹線排水路の改修や宮戸地区における排水路の新設工事が進められている国営新鷺川地区土地改良事業については、期成会を中心に一層の促進に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、林業については、地震からの再生に向けた取り組みと、森林資源の循環利用等による林業の振興に取り組んでまいります。

地震からの再生は、引き続き、被災3町や関係機関団体に策定した「被災森林の再生に向けた対応方針」に基づき、特に施業に欠かせない林道災害復旧事業を重点的に進めてまいります。

森林資源の循環利用等については、昨年から譲与が始まった森林環境譲与税による森林資源の適正な管理と循環利用を推進するため、まず、未利用森林の状況と所有者の意向を把握する必要があることから、森林所有者意向調査を実施するとともに、民有林振興対策事業を継続し、民有林整備の推進を図ってまいります。

また、担い手確保対策として、「北海道林業・木材産業人材育成支援協議会」に加盟し、「北海道立北の森づくり専門学院」の林業人材の育成を支援するとともに、森林の有する多面的機能の維持や地域産業である林業への理解を深めるため、企業の森づくり協定に基づく植樹活動や関係機関・団体等の連携による木育活動を推進してまいります。

なお、国・北海道・町の三者で協定した「地域主体の一体的な森林づくり」についても、森林整備の一体的な推進、連携したエゾシカ対策、災害対策などの森林管理の推進、森林認証材普及等による地材地消の推進など、引き続き連携強化を図ってまいります。

漁業については、「浜の活力再生プラン」を基本に適正な資源の管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し着実に取り組んでまいります。

漁協経営の安定化に向け、組合が直営するさけ定置網漁の効率化等を図ることを目的とした「定置網導入」への支援や、漁業者の経営へ

の支援として、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給を継続します。

なお、ししやもふ化場の建設につきましては、前提となる水利権の取得に向けた申請業務を進めてまいります。

商工業や観光振興については、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによる、町内での消費需要の低迷と併せて、震災の影響により中心市街地の活性化や再生が重要な課題となっております。

まちなか再生に向け、多様な町民の皆様に参加をいただき「(仮称)まちなか再生検討会」を設置し、再生の方向を定めるとともに、関係機関と連携し景観づくりや空き地を活用し、まちなかに人を呼び込む「まちなか賑わい創出事業」に取り組んでまいります。

また、地域商社を設立し、恐竜化石や農林水産物等の多彩な資源に付加価値をつけた商品開発や販路開拓に意欲を持つ事業者の育成をサポートする体制を構築するとともに、新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する「起業力^{こうじりょう}耕上促進事業」制度を継続し、地域の稼ぐ力を高める取り組みを促進します。

むかわ町商工会と一般社団法人むかわ町観光協会は、それぞれ本町の商工業振興と観光振興において、重要な役割を担っております。

消費喚起により地元商工業の活性化を図るため、商工会が実施するプレミアム付商品券の発行と、それぞれの運営を支援するとともに、今年度、観光協会と連携・協力し、地域の活性化につながる「観光振興方針」を定めてまいります。

さらに、「鵜川・沙流川WAKUWAKU協議会」や「東胆振地域

ブランド創造協議会」などの広域連携観光事業に参加し、各町の地域資源を結びつけて魅力を発信するなど、広域的メリットを活かした事業を進めてまいります。

移住・定住促進の取り組みとして、北海道が推進する、東京圏から就業や起業のため地方に移住する方に移住にかかる経費を支援する「U I J ターン新規就業支援事業」に本町も参加し、移住・定住の促進を図ります。

また、「はーとふる助成」の継続実施に加え、町外への人口流出を抑制し、定住促進による人口の増加及び地域の活性化を目的に、「民間賃貸共同住宅等建設促進事業助成」を創設して、住環境の充実に努めてまいります。

4 ーまなぶー

多様な芽を育て、生涯にわたって活躍できるまちづくりについては、教育委員会と連携を密にし、施策の展開を進めてまいります。

震災後の児童生徒の心のケアに対応するため、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、今年度からは全教職員のストレスチェックを実施することとし、よりきめ細かな教育相談体制の充実に努めてまいります。

開始して4年目を迎える学校給食については、子育て環境の一層の充実のため、給食費を第2子は半額、第3子以降は無償とし、多子世帯の負担軽減を図ってまいります。

鈴木章記念事業については、中高生海外派遣事業を継続し、英語指導助手を両地区に配置し、小学校において義務化された外国語活動を円滑に進めるとともに、国際理解を深める環境づくりを進めてまいります。

ます。

道立鵜川高等学校と穂別高等学校については、魅力ある学校運営に対する振興対策補助の継続や、通学支援、特色ある教育活動の「むかわ学」への支援のほか、国の地方創生の方針にも掲げられている、全国から生徒が集まるような情報や地方の魅力等の発信強化による「対流の促進」について、調査・研究を進めてまいります。

なお、被災した鵜川高等学校生徒寮については、入居生徒らが一日も早く本来の落ち着いた環境で生活できるよう、新たな生徒寮を今年12月完成を目指し、整備してまいります。

社会教育とスポーツ振興については、子どもから高齢者まで幅広く学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、引き続き生涯学習アドバイザーの配置、社会教育やスポーツ関係団体助成や生涯学習推進基金活用事業の実施など、各種活動を支援してまいります。

なお、震災により利用休止していた鵜川町民体育館については、4月には供用を開始します。

また、今年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されるところですが、本町では、オリンピックの聖火リレー、パラリンピックの採火式を実施することとしております。これらの事業を通して、オリンピック等への町民の関心と機運醸成を図るとともに、町の復興の姿を発信する取り組みを実施してまいります。

心身の健康維持増進については、スポーツ推進委員によるスポーツ事業の指導・普及のほか、総合型地域スポーツクラブ「むーブ」による子どもから高齢者、それぞれのニーズに応じたスポーツ活動の普及に支援してまいります。

また、町民憲章が掲げる子どもたちの健やかな成長への願いとともに子どもたち自身が自らの思いとしてまとめた「むかわ子ども宣言」を普及・実践してまいります。

5 ー未来へー

次代を見据えた協働のまちづくりについては、共にまちを愛し一緒に考え、地元力を高める取り組みや持続可能なまちづくりを進めてまいります。

国内最大かつ最高の保存率を誇る恐竜全身骨格化石、穂別産のハドロサウルス科恐竜化石「むかわ竜」については、新属新種として昨年9月に正式に学名が決定され「カムイサウルス・ジャポニクス」と命名されたところです。

引き続き、「恐竜ワールド構想推進計画」に基づき、子ども化石クラブを実施するほか、今年6月から3カ月間、北海道博物館において「恐竜展2020」に「むかわ竜」を出展するなど、地方創生とも連動した、まちの魅力向上と交流、関係・関心人口の創出・拡大につながる取り組みを進めてまいります。

さらに地方創生総合戦略の大きな柱である「恐竜化石を活かしたまちづくり」を具現化するため、地域資源の魅力を引き上げ、商品化や販売へとつなぐ地域創生ビジネスに取り組む、新たな組織体「むかわ地域商社」を設立し、町が抱える課題解決に結びつける仕組みを構築してまいります。

また、町民の皆様が主体的に企画・実施する、まちの魅力創出や震災からの復興に寄与する取り組みを支援する「まちづくりこうじょう耕上促進事業」については、継続し、協働のまちづくりを進めてまいります。

6 ーつなぐー

多様なネットワークづくりについては、これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを軸にしながら、「関係・関心人口」の拡大に向け、ふるさと納税の充実や地方創生による持続可能なまちづくりを進めます。

さらに「北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議」や「東胆振定住自立圏共生ビジョン」などによる広域連携の取り組みを引き続き、関係市町と共に推進してまいります。

地域共生社会の実現に向けては、国が創設した「アイヌ政策推進交付金制度」を活用し、宮戸地区に生活館を整備するとともに、アイヌに関する文化講演事業を実施します。

併せて、白老町に開設される「民族共生象徴空間（ウポポイ）」との連携を図りながら、アイヌの人々をはじめ、新たな人の流れをつくってまいります。

J R日高線については、J R北海道において単独では維持困難な線区として具体的に示され、日高管内の線区においてバス転換として、日高沿線自治体と合意に至っているところです。

本町において、通学や通院など町民の足として無くてはならない重要な交通機関であり、一鉄道路線の問題ではなく、北海道全体の公共交通網としても重大な問題であることから、関係自治体をはじめ、北海道と連携・情報交換をしながら、今後も慎重に対応してまいります。

なお、J Rの利用促進策の一環として苫小牧から鶴川高校に通学する生徒の定期券購入助成や「むかわ竜」をデザインしたラッピング列車への運行支援をしてまいります。

道外の市町村との交流については、むかわ町砺波市交流協会への支援を行い、姉妹都市提携を結んでいる富山県砺波市との交流を深化し

てまいります。

さらに、恐竜化石を活かしたまちづくりとして、「にっぽん恐竜協議会（むかわ町・兵庫県丹波市・丹波篠山市・熊本県御船町・群馬県神流町）」や「北海道恐竜・化石ネットワーク研究会（北海道・むかわ町・三笠市・中川町・小平町・足寄町）」との交流・連携を強化し、未来につなげてまいります。

また、昨年11月に本町に訪問いただいたリトアニア共和国のアクメネ地域市との交流の推進、「北海道大学総合博物館」とつながりのある「モンゴル国科学アカデミー古生物学研究所」との連携協定の締結に向けて、取り組みを進めてまいります。

なお、震災を通しての各種連携協定についても、今後のまちづくりに有機的に活かし、今まで以上に「顔の見える化」を意識した、「連携人口の拡大」に努めてまいります。

＝ Ⅲ むすび ＝

以上、令和2年度の町政執行の方針を申し上げます。

今年度は、復興計画に位置付けた、住宅被害を受けた方々の住まいの確保を最優先課題として取り組み、復旧・復興に向けた施策を推し進める「復興具現化元年」であるとともに、町の将来を見据えた第2期の「まちづくり計画」を町民の皆様とともに創り上げる、重要な年であります。

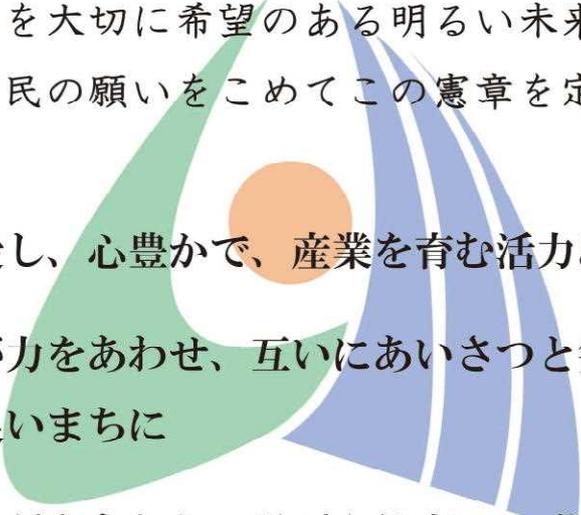
震災から復興へと願う共通の目標を持つ、町民の皆様、企業・団体、町議会、行政が手を携え、それぞれの「底力」を結集して、「ワンチームむかわ」の精神で一丸となって、今後も安心して住み続けられるまちづくりを目指し、自ら先頭に立ち一歩一歩前へ進んでまいります。

今後も町民と行政・議会が一体となって、町政運営をさらに高めつつ、創造的復興・創生を成し遂げてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

むかわ町民憲章

むかわ町は、広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鶴川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然にまつまれたまちです

私たちむかわ町民は、この自然に感謝し、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、心豊かに人々との絆を大切に希望のある明るい未来を拓くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます

- 
- ◎自然を愛し、心豊かで、産業を育む活力あるまちに
 - ◎みんなが力をあわせ、互いにあいさつと笑顔を交わす住み良いまちに
 - ◎心とからだをきたえ、学びや仕事にはげみ、元気に過ごせるまちに
 - ◎未来を担う子どもたちを見守り育て、生き生きと明るい希望あふれるまちに
 - ◎常に挑戦する気持ちを持って進歩するまちに

(平成28年3月27日制定)

「人と自然が輝く清流と健康のまち」宣言

恵みの大地、豊かな森林に囲まれ、清流鷓川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然の中で、心身ともにすこやかに、いきいきと暮らし続けることがわたしたちの願いです

健康は、幸せの源（みなもと）です

人も自然も「健康」であることが、地域や産業、ここに暮らしているわたしたち自身を輝かせることにつながります

わたしたちは先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史、人のつながり、美しい自然を大切にし、このまちが未来を担う子どもたちにとって、誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとであり続けるために

「人と自然が輝く清流と健康のまち」をここに宣言します

平成28年3月27日

むかわ町